

コープの
介護保険が新しくない
加入しやすくなりました!

生協組合員と
ご家族の介護保障

更新型

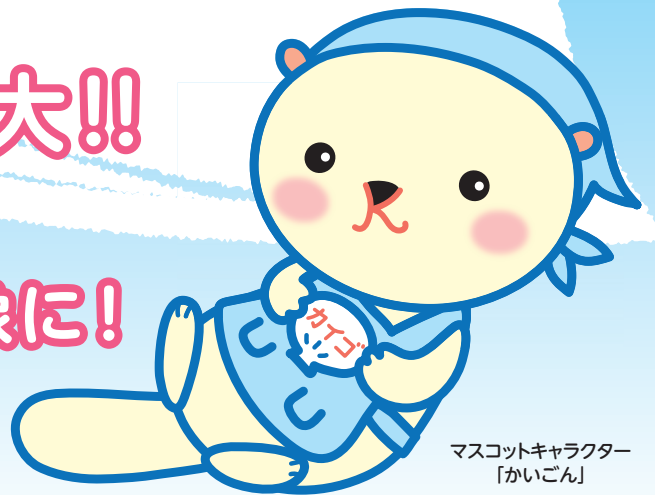
コープの 介護保険

医療保険基本特約・傷害保険特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険

告知に関する質問事項が
変わり、加入しやすく!!

団体契約で
15%割引
(これまでは10%)

加入対象年齢が拡大!!
新規加入は
0~満79歳の方が対象に!
(継続は満89歳まで)



マスコットキャラクター
「かいごん」

700万円コース

介護一時金

●支払対象外日数/30日

介護一時金 **700万円**

傷害死亡保険金 **100万円** (天災危険補償特約セット)

満55~満59歳の方
1名加入の場合

月払保険料

1,240円

500万円コース

介護一時金

●支払対象外日数/30日

介護一時金 **500万円**

傷害死亡保険金 **100万円** (天災危険補償特約セット)

満55~満59歳の方
1名加入の場合

月払保険料

900円

お問い合わせはお気軽にどうぞ!

【取扱代理店】 ●●●●●●●●●●
〒000-0000 ●●●●●●●●●●

TEL. **0000-000-000**

◆引受保険会社／損害保険ジャパン株式会社 ●●支店 ●●支社

〒000-0000 ●●●●●●●●●●

TEL.000-000-0000

詳しくは
中面を
ご覧ください。

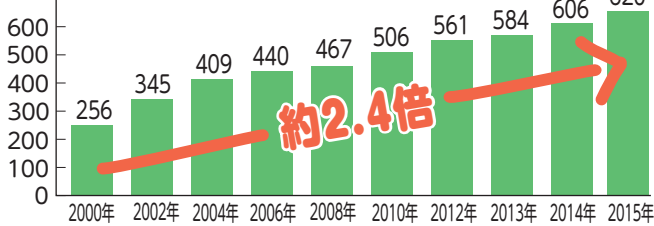


「公的介護保険」についてご存知ですか？

高齢化が進むにつれ、
介護が必要な人は年々増え続けて
います。

40～64歳の場合、老化を原因とする特定
疾病（※下表）による要介護状態である人が
給付対象者になります。

要介護認定者数の推移（単位：万人）



【厚生労働省「介護保険事業状況報告（平成27年度 年報）」】

厚生労働省によると、要介護（要支援）認定者数は2015年度は約620万人となり、公的介護保険制度がスタートした2000年に比べると、認定者数は約2.4倍に増えています。

「公的」介護保険」の給付対象者は？

●がん（自宅等で療養中のがん末期）	●脊柱管狭窄症
●関節リウマチ	●早老症（ウェルナー症候群等）
●筋萎縮性側索硬化症（ALS）	●多系統萎縮症（シャイ・ドレーガー症候群等）
●後縦靱帯骨化症	●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 および糖尿病性網膜症
●骨折を伴う骨粗鬆症	●脳血管疾患
●初老期における認知症（アルツハイマー 型認知症、脳血管性認知症等）	●閉塞性動脈硬化症
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症および パーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）	●慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、 慢性気管支炎等）
●脊髄小脳変性症	●両側の膝関節または股関節に著しい 変形を伴う変形性関節症

【生命保険文化センター「介護保障ガイド」2018年8月改訂版】

65歳以上の場合 （第1号被保険者）

原因を問わずすべての要介護状態
である人が給付対象者になります。

私たちが公的介護保険の
サービスを受けるには、
条件が必要なんだね！

つまり公的介護保険の場合、**交通
事故で要介護状態になったとして
も給付は受けられない**のね…。

公的介護保険は、現金
支給ではなく“介護
サービスの給付”が
原則です。

初期費用はいくら必要？

もし、世帯主や配偶者が要介護状態に
なった場合の必要と考える初期費用の平均
は242万円でした。
公的介護保険適用外のものは以下のもの
が考えられます。

生命保険文化センター実施調査「公的介護
保険の範囲外の費用※としてどのくら
いの金額を用意すれば安心か」

※公的介護保険の適用外の費用とは、住
宅改修や介護用品購入などの初期費
用や、月々かかる費用などをさす。

●自費で購入等し
た場合の初期費
用（目安）

貸与制度の対象
特定福祉用具購入費の対象
住宅改修費の対象

介護用品などの金額の目安	
車いす	自走式 4～15万円、電動式 30～50万円
特殊寝台	15～50万円 機能により金額は異なる
移動用リフト	据置式 20～50万円（工事費別途） レール走行式 50万円～（工事費別途）
ポータブルトイレ	水洗式 1～4万円、シャワー式 10～25万円
手すり	廊下・階段・浴室用など1万円～ サイズ・素材により金額は異なる（工事費別途）
階段昇降機	いす式直線階段用 50万円～（工事費別途） 入居一時金方式（全部）2,500万円（平均額） 入居一時金方式（一部）500万円（平均額） 月額管理料 10～30万円/月（介護付き終身利用型の場合）
有料老人ホーム	

用意して
おきたい金額
平均
242万円

必要 な介護にいくらかかる？

66歳男性で、1年前に脳梗塞で倒れて右半身の麻痺と軽度の言語障害
が残り、要介護3と認定されたと仮定して、在宅での介護の場合を考え
てみましょう。土日は隣町に住む娘が手伝いに来てくれるものとします。

介護サービスの内容	単価	回数	料金
訪問看護	8,160円	月5回	40,800円
訪問介護	3,940円	月22回	86,680円
デイケア	7,990円	月13回	103,870円
ショートステイ	8,630円	月3日	25,890円
福祉用具貸与（車いす、特殊寝台）	—	月額	25,000円
特定福祉用具購入（ポータブルトイレ）			40,000円
住宅改修費用（段差の解消）			160,000円

● 全て自己負担の場合 （1か月あたり）
（初期費用） **282,240円**
200,000円

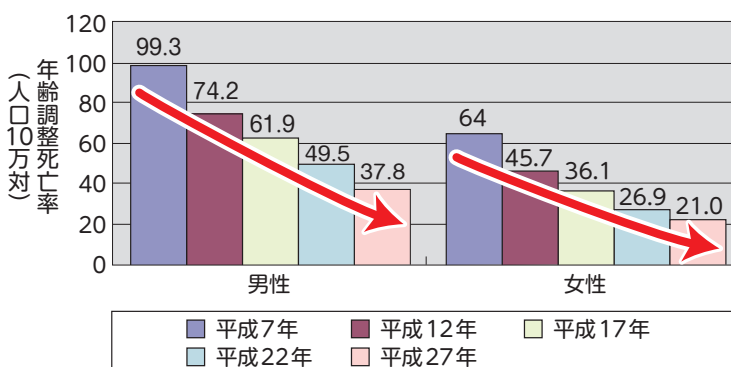
● 自己負担額の目安（一定以上所得者、2割負担）（利用開始月）
（以後の月額） **104,830円**
64,830円

【生命保険文化センター「介護保障ガイド」2018年8月改訂版】

脳血管疾患の死亡率は男女ともに年々減少しています。一方で介護が必要となった主な要因を
見てみると、脳血管疾患が多くの割合を占めています。
医療の進歩で幸い一命は取りとめたものの、その後に介護が必要になるケースが増加しているよ。

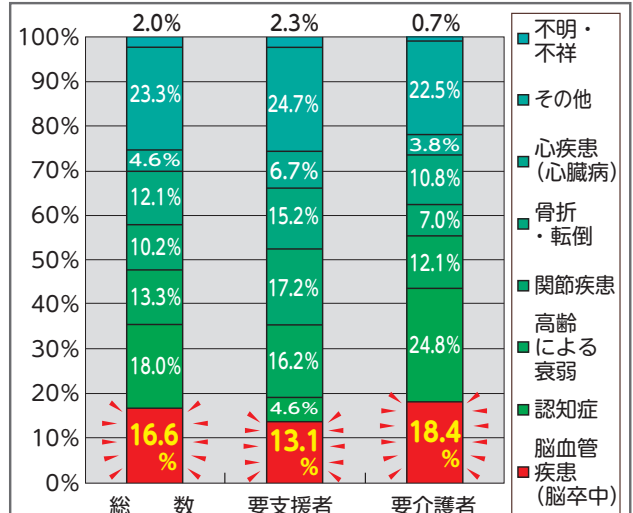
◆脳血管疾患の年齢調整死亡率の年次推移◆

男女ともに年々死亡率は減っています。
一方で、後遺障害を発症している率も上がり、介護の必要性も
上がっているともいえます。



厚生労働省「平成27年都道府県別年齢調整死亡率」

◆介護が必要となった主な要因◆



厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」



79歳まで
新規加入できるように！
組合員さまの親御さまも加入しやすく

もし介護が必要になったら!?

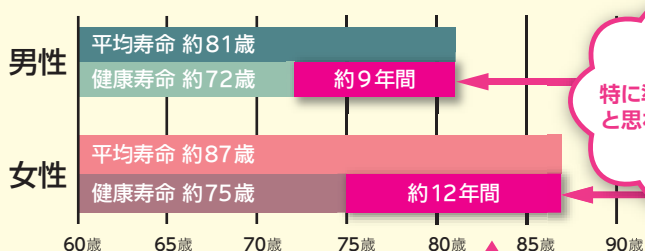
介護リスクの高まる70～80代の子ども世代はちょうど働き盛りの場合が多く、万が一親の介護が必要となった場合、仕事、家庭と介護の両立は大きな課題となってきます。この健康寿命と平均寿命との差になっている期間については、特にしっかりとした準備をしておくことが重要です。



**ご家族みなさまの
介護保障**
親御さまやお子さまも
あわせてご加入できる
よう加入対象年齢を
拡大しました

健康寿命と平均寿命

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間」を指します。男性では平均約9年間、女性では平均12年間なんらかの健康上の問題で日常生活が制限されていることを示しています。



特に準備が大切
と思われる期間

出典：生命保険文化センター
「介護保障ガイド2018年8月版」

公的介護保険の対象とならない

40歳未満の方も
加入できるように！

- 公的介護保険では、40歳未満の方は対象になりません。
- 月払保険料100円（介護一時金700万円コース）と、お手軽な保険料。
- 組合員のお子さまなど40歳未満の方も追加で加入しませんか。

ご家族の告知について

■ご家族※の「健康状態に関する告知」は、申込人（加入者）がご家族に代わって、ご記入・ご署名ください。

- ※申込人（加入者）の
- ① 配偶者（同居・別居とも）
 - ② 子ども（同居・別居とも）
 - ③ 両親（同居・別居とも）
 - ④ ①～③以外の親族（同居のみ）

被保険者追加とは

すでにご加入の契約に、新たに被保険者を追加する場合のことをいいます。その場合の記入例は下記のとおりです。

被保険者(保険の対象となる方)	
フリガナ	ソンボ タロウ
性別	①男
氏名	損保 太郎
性別	②女
被保険者 区分	00000
月払保険料	00000



【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

令和元年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、新・団体医療保険の保険料と補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：日本コープ共済生活協同組合連合会
- 保険期間：令和2年1月1日午後4時から1年間となります。保険期間の中途での加入の場合はこのかぎりではありません。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入者：生協の組合員または組合員と同一の世帯に属する方
 - 被保険者：①生協の組合員または組合員と同一の世帯に属する方 ②左記①の配偶者・ご両親 ③上記①と生計を共にする同居のご親族・生計を共にする別居の未婚のお子さま（新規の場合は、0歳～満79歳、継続加入の場合は満89歳までの方が対象となります。）
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の生協までご提出ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した書類をご提出いただけます。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。なお、加入スケジュールについてはP8加入の方法に記載しておりますので、ご確認ください。
- 中途解約：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。なお、解約に際して、返れい金のお支払いはありません。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害】傷害死亡保険金*

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。

傷害死亡保険金の額＝傷害死亡保険金額の全額

※傷害死亡保険金には「天災危険補償特約」がセットされており、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害死亡に対しても保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
 - ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{（※1）}を除きます。）、核燃料物質等によるもの
 - ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
 - ⑤脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦外科的手術その他の医療処置
 - ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{（※2）}のないもの
 - ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
 - ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）、間の事故 など
- （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関与して行う暴力的行為をいいます。
- （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

【その他特約】介護一時金

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態（公的介護保険制度における要介護2から5に相当します。）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。*

※この場合、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に、この特約は効力を失います。また、傷害死亡保険金についても、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に解約となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）、
- ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）、
- ⑥先天性異常
- ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑨地震、噴火またはこれらによる津波

など

ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^{（※1）}について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - （※1）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「告知に関する質問事項」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「告知に関する質問事項」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等^{（※2）}の加入状況
 - （※2）「他の保険契約等」とは、傷害保険（死亡保険金）、介護保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していたことにはなりません。

- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^{（※3）}からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^{（※3）}からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^{（※3）}からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - （※3）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時から経過年数は問いません。
 - ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。この場合において、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、この解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外とされています。このため、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、自動車競争選手、自転車競争選手その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の令和2年1月1日午後4時に始まります。保険期間の中途での加入の場合はこのかぎりではありません。加入スケジュールについてはP8加入の方法をご確認ください。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
(注1) 傷害死亡保険金については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加した特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および傷害状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メモカードや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	●被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金を支払われるべき被保険者の未払込分割保険料のうち、傷害による死亡保険金をお支払いする特約に対応する保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。
- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、ご加入の生協に提供します。ご加入の生協は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)を、共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスの案内・提供など、それぞれの個人情報保護方針に従って利用します。詳細につきましては、日本共済生活協同組合連合会(<http://coopkyosai.coop/>)およびご加入の生協のホームページをご参照ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

10. 介護医療保険料控除について

介護一時金支払特約の保険料部分のみ「介護医療保険料控除」の対象となります(令和元年8月現在)。なお、保険料控除証明書は加入者カードとセットで送付されます。

11. 傷害死亡保険金の受取人について

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金受取人を変更する場合は、あらかじめ損保ジャパンに通知が必要です。また、傷害死亡保険金受取人を変更した場合は、自動的に継続されず、毎年変更手続きならびに被保険者の同意が必要となります。

12. 用語のご説明

【傷害(ケガ)】 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

- ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事を行います。
- ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- ・靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【疾病(病気)】 傷害以外の身体の障害をいいます。

SOMPO 健康・生活サポートサービス

「コープの介護保険」にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。お電話番号はご加入後にご案内します。

＜サービスメニュー＞

- 健康・医療相談サービス
 - 介護関連相談サービス
 - 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
 - 医療機関情報提供サービス
 - 専門医相談サービス(予約制)
 - 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分)
 - メンタルヘルス相談サービス
 - メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス
- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは、無料にてご提供しますが、ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となる場合があります。
(注5) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

コース別保険料

＊保険料は男女同額です。



マスコットキャラクター
「かいこん」

- 0～満79歳までの方が新規加入の対象です。
(満89歳まで継続可能です。)
- ※満80歳以上は300万円コース以下でのご加入となります。
- 保険期間は1年です。毎年1月1日更新です。

- 5歳きざみで保険料が変わります。★
- 解約返れい金はありません。●団体割引15%を適用しています。
- お1人さま1コースの加入となり複数のコースへの加入はできません。
- ※保険開始日についてはP8のスケジュール一覧をご確認ください。

重要！ ★5歳きざみで保険料が変わります。(0～39歳は変わりません)

例えば、500万円コースに59歳の時に加入すると月々900円のお支払いですが、誕生日を迎え60歳になった翌年1月1日時点から月々のお支払いは1,750円になります。

介護医療保険料控除対象

※傷害死亡保険金部分を除きます。(令和元年8月現在)

被保険者満年齢	介護一時金700万円コース 傷害死亡保険金100万円 支払対象外日数30日	介護一時金500万円コース 傷害死亡保険金100万円 支払対象外日数30日	介護一時金300万円コース 傷害死亡保険金100万円 支払対象外日数30日	介護一時金200万円コース 傷害死亡保険金100万円 支払対象外日数30日	介護一時金100万円コース 傷害死亡保険金100万円 支払対象外日数30日
	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料
0～39歳	100円	90円	70円	60円	50円
40～44歳	160円	130円	90円	80円	60円
45～49歳	330円	250円	170円	130円	90円
50～54歳	610円	450円	290円	210円	130円
55～59歳	1,240円	900円	560円	390円	220円
60～64歳	2,430円	1,750円	1,070円	730円	390円
65～69歳	4,130円	2,960円	1,800円	1,210円	630円
70～74歳	8,720円	6,240円	3,760円	2,520円	1,280円
75～79歳	18,250円	13,050円	7,850円	5,250円	2,650円
80～84歳	—	—	15,750円	10,510円	5,280円
85～89歳	—	—	29,360円	19,590円	9,820円

新規・継続で加入できるコース

継続のみ

♡ご継続できるコース

- 介護一時金の額が同額または減額となるコースに新たな告知なしでご継続できます。
- 介護一時金の額が増額となるコースでのご継続の際には新たに告知が必要です。
- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。なお、コースの変更は更新時のみとなります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
- また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

保険金をお支払いする場合

30日を超える場合にお支払対象に！
(従来は90日を超える場合)

保険期間中に、疾病や傷害などにより損保ジャパン(以下、「当社」といいます。)所定の要介護状態^(注)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合、所定の介護一時金をお支払いします。
「公的介護保険の対象とならない40歳未満の方」「対象が16種類の特定疾病にかざられる公的介護保険の第2号被保険者(40～64歳の方)」についても、交通事故などを含めすべての要介護状態(当社所定の要介護状態にかぎりません。)が対象となります。
※公的介護保険の給付対象についてはP.2をご参照ください。

(注) 当社所定の要介護状態は、平成27年10月現在の公的介護保険制度における「要介護2から5」が目安となりますが、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。(詳細については取扱代理店・引受保険会社までお問い合わせください)そのため、公的介護保険制度での要介護認定にかかわらず、この保険でお支払いの対象となるか独自に判断します。

介護費用平均

494.1万円



過去3年間に介護経験がある人に、どのくらいの期間介護を行ったのかを聞いたところ、**介護を行った期間**(現在介護を行っている人は、介護を始めてからの経過期間)は**平均54.5ヵ月**(4年7ヵ月)になりました。4年以上介護した割合も4割を超えています。また、**介護に要した費用**(公的介護保険サービスの自己負担費用を含む)は、住宅改造や介護用ベッドの購入などの**一時費用の合計が平均69万円、月々の費用が平均7.8万円**となっています。

69万円+(54.5ヵ月×7.8万円)=494.1万円

生命保険文化センター
「平成30年 生命保険に関する全国実態調査」を参考に作成

(参考) 公的介護保険制度における要介護状態とは？

要介護1	食事や排せつなどはほとんど一人でできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さが見られることが多い。
要介護2	食事や排せつに何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。洋服の着脱は何とかできる。
要介護3	食事や排せつに一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などが一人でできない。入浴や洋服の着脱などに全面的な介助が必要。
要介護4	食事にときどき介助が必要で、排せつ、入浴、洋服の着脱などに全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持などが一人でほとんどできない。
要介護5	食事や排せつが一人でできないなど、日常生活を送る能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。

加入の方法

加入依頼書の提出

- 告知していただいた内容のご確認のため、本書面をコピーのうえ、保管してください。
- 告知していただいた内容をご確認される場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

毎月の締切日 右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険の開始日 右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険料の引き落とし

右のスケジュール一覧をご確認ください。登録された口座より引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。

加入者カードの送付

加入者カードは大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

契約継続時の取扱い

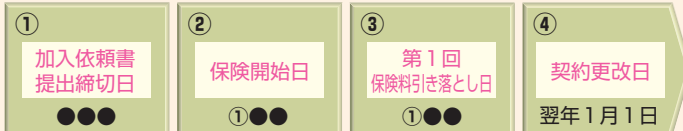
既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した書類の提出が必要となります。

告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、この告知書に記載された個人情報、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①および②、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供を行います。

- ①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再

スケジュール一覧



【保険料の自動引き落としができなかった場合】

- 初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。初回保険料が2回連続して引き落としできなかった場合は、申込みは無効となります。
- 第2回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月2回分の引き落としの請求をします。保険料が2か月連続して引き落としできなかった場合は、最終保険料引落日の翌月1日に保険契約は失効となります。

【契約の変更や解約をしたい場合】

加入窓口までご連絡ください。

【生協を脱退する場合】

このコープの介護保険は生協組合員を対象とした制度のため、コープの介護保険も脱退の手続きをさせていただきます。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

もう一度
ご確認ください。



お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

● 取扱代理店・引受保険会社 ● 保険商品の内容全般や補償内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

● 取扱代理店

●●●●

〒000-0000 ●●

TEL 0000-000-000 : FAX 000-000-0000

（受付時間：平日の午前●時から午後●時まで）

● 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 ●●支店 ●●支社

〒000-0000 ●●

TEL 000-000-0000 : FAX 000-000-0000

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

● お客さま告知相談窓口

ご加入をご検討される際の告知に関するご相談は右記の電話番号までご連絡ください。

TEL : 0120-101-591

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日を除きます。）
※告知以外のご相談（補償内容、加入依頼書の記入の方法等）は、取扱代理店までご連絡ください。

● 保険金請求に関するお問い合わせ窓口

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター

TEL : 0120-727-110 ◆受付時間 24時間365日

● 損保ジャパンへの相談・苦情窓口 損保ジャパンへの相談・苦情に関しては下記のカスタマーセンターまでご連絡ください。

損保ジャパン カスタマーセンター：TEL : 0120-888-089

受付時間：平日 午前9時から午後8時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日までは休業）

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

<損保ジャパン公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

● 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル）0570-022808（通話料有料）
（受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始は休業。詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>））

募集文書作成部署 団体・公務開発部第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5401

● 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

● このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

● ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

SJNK19-05866 作成日：2019年12月23日